

## 函館市フェロー設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、函館市におけるデジタル化やDXの推進等について専門的知見から支援、助言を得ることを目的として、函館市フェロー（以下「フェロー」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (委嘱)

第2条 フェローは、デジタル化やDXに関し、専門的知識と経験を有するものから市長が委嘱する。

2 フェローの任期は1会計年度以内とし、再任を妨げない。

3 次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、市長は、前項の規定にかかわらず、フェローを解嘱することができる。

(1) フェローが職務の遂行ができなくなったとき

(2) フェローから辞退の申し出があったとき

(3) フェローを設置する必要がなくなったとき

(4) その他、市長が特別の理由があると認めるとき

### (職務)

第3条 フェローは、専門的知識、経験等に基づき、次の支援、助言を行う。

(1) 本市のデジタル化やDXの推進等に関する支援、助言

(2) その他、市長が必要と認めるものに関する支援、助言

### (報酬等)

第4条 フェローに給与、報酬、謝礼金等は支給しない。ただし、「函館市職員等の旅費に関する条例（平成2年10月9日条例第22号）」第3条第4項に基づき、旅費を支給することができる。

### (遵守事項)

第5条 フェローは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 フェローは、専門的立場から公平性をもって職務を実施するものとし、もっぱら自己の利益を図ることのみを目的とした支援、助言を行ってはならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月18日から施行する。